

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

(全部局)

第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達や、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずることが必要である。

第2 主な活動

- 1 市民に対して気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 市民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動を市民に促し、人的、物的被害を回避するために重要である。

関係機関は、警報等伝達系統に沿い気象警報・注意報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応

県、気象台等から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を市民、滞在者、所在の官公署等に周知する。

なお、周知に当たっては、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に周知する。

イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

(ア) 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

(イ) 市民等から災害発生の恐れがある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を市民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努める。

(3) 市民が実施する対策

次のような異常を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報する。

- ア 強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷・大雨等の気象現象
- イ 河川や湖沼の水位の異常な上昇

ウ 土砂災害に関する異常な自然現象

2 市民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、市民の生命、身体に危険が生ずる恐れのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う等、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 風水害の発生の恐れがある場合には、気象情報等に十分注意し、河川管理者、水防団等との連携のもと重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行うとともに、危険がある場合又は危険が予想される場合は、市民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施する。

特に、避難行動要支援者については、避難準備情報の伝達を行う等の避難支援計画に沿い避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険があると判断した場合は、時間帯や施設利用者の状況を総合的に判断し、遅滞なく要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織、住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

イ 災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要に応じ管理者の同意を得て避難所として開設する。

ウ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

エ 避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達にあたっては、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

オ 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、障がい者その他自力での避難が困難な者等を優先的とする等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

カ 指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難路の位置、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に必要な情報を市民に周知するため、これらを記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載等、必要な措置を講ずる。

キ 避難勧告、避難指示を解除する場合には、十分に安全の確認に努める。

(3) 市民が実施する対策

避難の際には、各自が出火防止の処置を行うとともに、必要な食料、日常品等の備蓄物資を携行する。

(4) 要配慮者利用施設の管理者が実施する対策

ア 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。

イ 災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止措置を実施し、災害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア 水防管理者（市長）が実施する対策

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

イ 河川管理者、農業用排水施設管理者等が実施する対策

洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。操作にあたっては、危害を防止するため必要があるときは、あらかじめ、必要な情報を関係市町村及び警察署に通報するとともに、市民に対して周知する。

ウ 道路管理者が実施する対策

降水量等に応じて道路パトロールを実施するとともに、道路交通の事前規制等、必要な対策を実施する。

(3) 市民が実施する対策

災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、その旨を市長又は警察署に通報する。

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく警報等

(1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、県内の市町村単位を基本に、気象特性に基づき79の区域に分けて、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こる恐れのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こる恐れのあるときには「警報」を、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合には「特別警報」を発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種 別	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告する予報
警 報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こる恐れがある場合、その旨を警告する予報
注意報	風雪、強風、大雨、高潮等によって災害が起こる恐れがある場合に、その旨を注意するよう行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。なお、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害・浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加え、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。
警報・注意報の種類		概 要
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。大雨警報にはカッコを付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生する恐れがあると予想された

		ときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷より災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害等の災害が発生する恐れのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こる恐れのあるときに発表される。

特別警報基準

種 類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、大風速等について、過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

ア 48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 km格子が、

共に都道府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現。
 イ 3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 km 格子が、共に都道府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現。（ただし、3 時間降水量が 150 mm 以上となった格子のみをカウント対象とする。）

雨に関する 50 年に一度の値

50 年に一度の値		
R 48	R 03	S W I
309	85	191

(注 1) R 48 : 48 時間降水量 (mm) R 03 : 3 時間降水量 (mm) S W I : 土壌雨量指数 (Soil Water Index)

(注 2) 50 年に一度の値は 5 km 格子の 50 年に一度の平均値

(注 3) SWI 警報基準の値は平成 25 年 7 月時点の値

(注 4) 特別警報は、府県程度の広がり現象を対象であり、市町村の値のみではないことに留意。

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

伊勢湾台風級（中心気圧 930 hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近、通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における大雨、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における大雨、暴風（雪を伴う場合には暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(3) 大雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

雪に関する観測点の 50 年に一度の値

50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)
118	117

(注 1) 既往最大積雪深は、平成 25 年 4 月までの値

(注 2) 特別警報は、府県程度の広がり度で 50 年に一度の値となる現象を対象

警報・注意報発表基準

発表官庁	長野地方気象台		
府県予報区	長野県		
一次細分区域	北部		
市町村等をまとめた地域の名称	大北地域		
警 報			
大 雨	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合		
	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
	大町市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	068
	池田町	R1=40	068
	松川村	R1=40	075
	白馬村	R1=50	102
	小谷村	R1=60	095
洪 水	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合		
	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準 複合基準

	大町市	平坦地：R1＝40 平坦地以外：R1＝50	高瀬川流域＝25 犀川流域＝63 金熊川流域＝6 土尻川流域＝9	—
	池田町	R1＝40	高瀬川流域＝22	—
	松川村	R1＝40	高瀬川流域＝26 乳川流域＝7	—
	白馬村	R1＝50	姫川流域＝12	R1＝35 and 姫川流域＝9
	小谷村	R1＝60	姫川流域＝22 中谷川流域＝11	—
暴風（平均風速）	17m/ s			
暴風雪（平均風速）	17m/ s 雪を伴う			
大雪（12 時間降雪の深さ）	平地い 25 cm 山沿い 30 cm			
注 意 報				
大 雨	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合			
	市町村	雨量基準		土壌雨量指数基準
	大町市	平坦地：R1＝25 平坦地以外：R1＝30		054
	池田町	R1＝25		054
	松川村	R1＝25		060
	白馬村	R1＝30		181
小谷村	R1＝40		076	
洪 水	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合			
	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
	大町市	平坦地：R1＝25 平坦地以外：R1＝30	高瀬川流域＝20 犀川流域＝32 金熊川流域＝5 土尻川流域＝7	—
	池田町	R1＝25	高瀬川流域＝18	—
	松川村	R1＝25	高瀬川流域＝21 乳川流域＝6	—
	白馬村	R1＝30	姫川流域＝19	—
小谷村	R1＝40	姫川流域＝18 中谷川流域＝19	—	
暴風（平均風速）	13m/ s			
暴風雪（平均風速）	13m/ s 雪を伴う			
大雪（12 時間降雪の深さ）	平地い 15 cm 山沿い 20 cm			
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20 mm以上			
濃霧（視程）	100m			
乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 55%（長野地方気象台の値）			
なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20 cm 以上で風速 10m/ s 以上。又は積雪 70cm 以上あって降雪の深さ 30 cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、又は日降水量が 15 mm 以上			
低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最高気温 15℃以下（高冷地で 13℃以下）が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下（高冷地で-17℃以下）			
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下			
着氷	著しい着氷が予想される場合			

着雪	著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	
1 時間雨量 100 mm	

- 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切替えられる。
- 2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。
- ※1 暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。
- ※2 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、及び風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では基準の表記が多岐にわたるため省略は行っていない。
- ※3 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないものについてはその欄を「－」で示している。
- ※4 大雨及び洪水の欄中 R 1 は 1 時間雨量を示す。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を定めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種 類	洪水予報の標題 (洪水危険度レベル)	発 表 基 準
洪水警報	はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。
	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき。あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報

水防報に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位が警戒水位に達し、上昇の恐れがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。)

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野

地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が 55%以下で最小湿度が 20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が 60%以下、最小湿度が 40%以下で、最大風速が 7 m をこえる見込みのとき。 3 平均風速 10m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。 (降雨、降雪のときには通報しないことがある。)

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	前項(1)の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や、市民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。

区 分	発 表 基 準
土砂災害警戒情報	2 時間先までの予測雨量から求めた 60 分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

(2) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

区 分	発 表 基 準
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 100 mm

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

区 分	発 表 基 準
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は発表から 1 時間である。

(4) 全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報等がある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区 分	発 表 基 準
全般気象情報 関東甲信越地方	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予

気象情報報報 長野県気象情報	想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
-------------------	------------------------

警報等の発表及び解除

警報等の発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類に関わらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り換えられるものとする。

ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から 1 時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川 河川事務所	共同 国土交通大臣が指定した河川 （「洪水予報指定河川」という）
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課	
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」という）
	関係建設事務所	知事が指定した河川 （「県の指定河川」という）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 関係機関事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	共同 県全域
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象庁 気象庁 長野地方気象台	全国 関東甲信地方 長野県

第2節 災害情報の収集・連絡活動

震災対策編第2章第1節「災害情報の収集・連絡活動」を準用する。

第3節 非常参集職員の活動

震災対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」を準用する。

第4節 広域相互応援活動

震災対策編第2章第3節「広域相互応援活動」を準用する。

第5節 ヘリコプターの運用

震災対策編第2章第4節「ヘリコプターの運用」を準用する。

第6節 自衛隊災害派遣活動

震災対策編第2章第5節「自衛隊災害派遣活動」を準用する。

第7節 救助・救急・医療活動

震災対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」を準用する。

第8節 消防・水防活動

震災対策編第2章第7節「消防・水防活動」を準用する。

第9節 要配慮者に対する応急活動

震災対策編第2章第8節「要配慮者に対する応急活動」を準用する。

第10節 緊急輸送活動

震災対策編第2章第9節「緊急輸送活動」を準用する。

第11節 障害物の処理活動

震災対策編第2章第10節「障害物の処理活動」を準用する。

第12節 避難収容及び情報提供活動

震災対策編第2章第11節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。

第13節 孤立地域対策活動

震災対策編第2章第12節「孤立地域対策活動」を準用する。

第14節 食料品等の調達供給活動

震災対策編第2章第13節「食料品等の調達供給活動」を準用する。

第15節 飲料水の調達供給活動

震災対策編第2章第14節「飲料水の調達供給活動」を準用する。

- 第 1 6 節 生活必需品の調達供給活動**
震災対策編第 2 章第 1 5 節「生活必需品の調達供給活動」を準用する。
- 第 1 7 節 保健衛生、感染症予防活動**
震災対策編第 2 章第 1 6 節「保健衛生、感染症予防活動」を準用する。
- 第 1 8 節 行方不明者の搜索及び処置等の活動**
震災対策編第 2 章第 1 7 節「行方不明者の搜索及び処置等の活動」を準用する。
- 第 1 9 節 廃棄物の処理活動**
震災対策編第 2 章第 1 8 節「廃棄物の処理活動」を準用する。
- 第 2 0 節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動**
震災対策編第 2 章第 1 9 節「社会秩序の維持、物価安定に関する活動」を準用する。
- 第 2 1 節 危険物施設等応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 0 節「危険物施設等応急活動」を準用する。
- 第 2 2 節 電気施設応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 1 節「電気施設応急活動」を準用する。
- 第 2 3 節 都市ガス施設応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 2 節「都市ガス施設応急活動」を準用する。
- 第 2 4 節 上水道施設応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 3 節「上水道施設応急活動」を準用する。
- 第 2 5 節 下水道施設応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 4 節「下水道施設応急活動」を準用する。
- 第 2 6 節 通信・放送施設応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 5 節「通信・放送施設応急活動」を準用する。
- 第 2 7 節 鉄道施設応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 6 節「鉄道施設応急活動」を準用する。
- 第 2 8 節 災害広報活動**
震災対策編第 2 章第 2 7 節「災害広報活動」を準用する。
- 第 2 9 節 土砂災害等応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 8 節「土砂災害等応急活動」を準用する。

第 3 0 節 建築物災害応急活動

震災対策編第 2 章第 2 9 節「建築物災害応急活動」を準用する。

第 3 1 節 道路及び橋梁応急活動

震災対策編第 2 章第 3 0 節「道路及び橋梁応急活動」を準用する。

第 3 2 節 河川施設等応急活動

震災対策編第 2 章第 3 1 節「河川施設等応急活動」を準用する。

第 3 3 節 ため池災害応急活動

震災対策編第 2 章第 3 2 節「ため池災害応急活動」を準用する。

第 3 4 節 農林水産物等災害応急活動

震災対策編第 2 章第 3 3 節「農林水産物等災害応急活動」を準用する。

第 3 5 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

震災対策編第 2 章第 3 4 節「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」を準用する。

第 3 6 節 文教活動

震災対策編第 2 章第 3 5 節「文教活動」を準用する。

第 3 7 節 飼養動物の保護対策

震災対策編第 2 章第 3 6 節「飼養動物の保護対策」を準用する。

第 3 8 節 ボランティアの受入れ体制

震災対策編第 2 章第 3 7 節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。

第 3 9 節 義援物資及び義援金の受入れ等

震災対策編第 2 章第 3 8 節「義援物資及び義援金の受入れ等」を準用する。

第 4 0 節 災害救助法の適用

震災対策編第 2 章第 3 9 節「災害救助法の適用」を準用する。

第 4 1 節 観光地

震災対策編第 2 章第 4 0 節「観光地」を準用する。